

《埼玉県土砂条例※一部改正に伴う経過措置について》

※ 正式名称：「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」

埼玉県では、無秩序な土砂の堆積を防止し、もって県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的に埼玉県土砂条例を施行し、土砂の排出、堆積等について必要な規制を行っています。

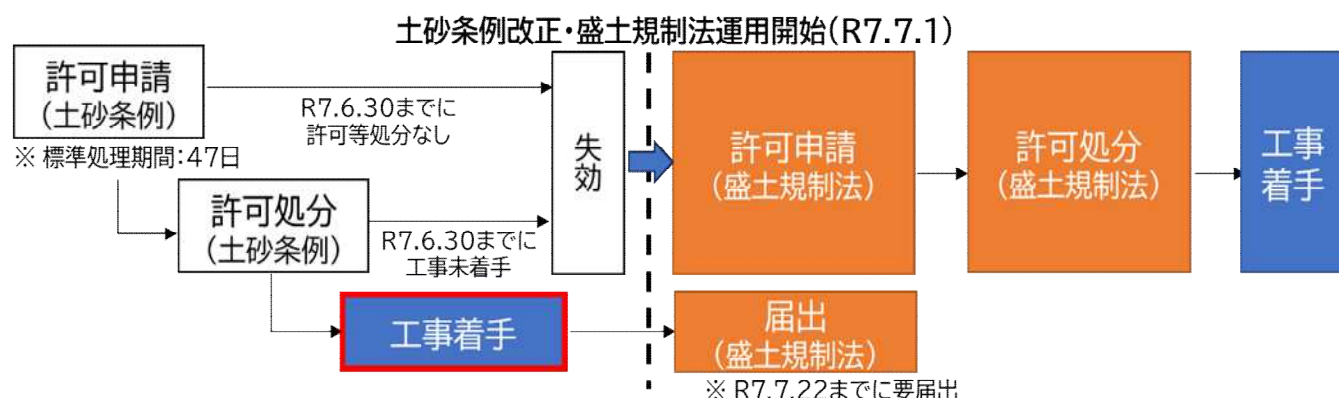
令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）が令和5年5月26日から施行されました。埼玉県（政令指定都市及び中核市を除く。）での規制開始日は、令和7年7月1日となっております。他法令の改正により、埼玉県土砂条例における土砂の堆積許可等が盛土規制法等の規定と重複する状況となったことから、埼玉県土砂条例の一部を改正し、以下のとおり経過措置を設けることとなりましたのでお知らせ致します。

埼玉県内で3,000㎡以上の面積に土砂を堆積する場合 →土砂の堆積許可

埼玉県土砂条例の新規の許可申請は、盛土規制法の運用が開始されるまでに許可を受け、工事に着手している必要があります。令和7年7月1日以降は、埼玉県土砂条例による土砂の堆積許可がなくなります。なお、埼玉県土砂条例の改正前に許可申請を行っていたとしても、十分な審査期間がなく、令和7年6月30日までに許可処分等が下りない場合には、当該申請は却下されたものとみなされますので、新規の許可申請を行う場合には、十分な期間をもって申請を行ってください。

埼玉県土砂条例の許可を受け、令和7年6月30日までに工事着手している場合は、令和7年7月22日までに盛土規制法に基づく届出を提出してください。また、工事着手が令和7年7月1日以降になる場合は、盛土規制法に基づく許可を別途、取得する必要があります。

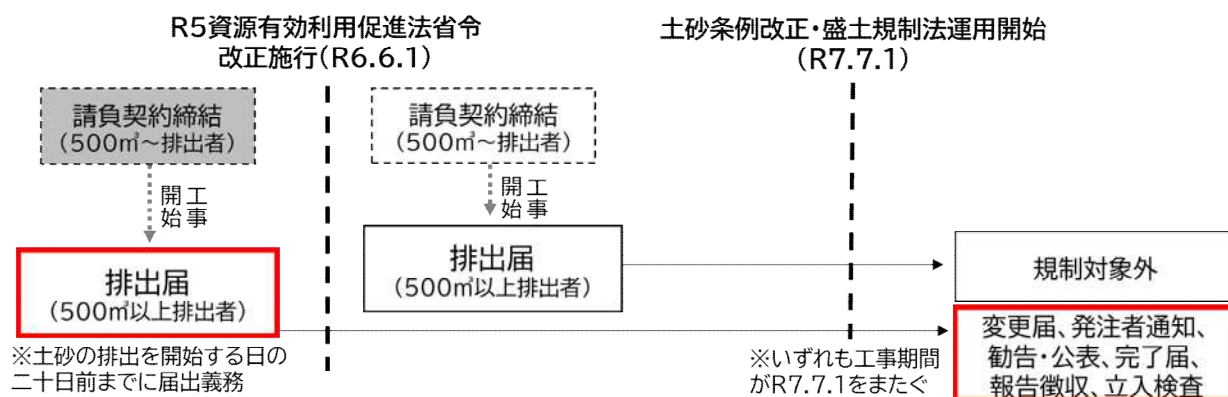
（詳細は、埼玉県 HP「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）について」をご覧ください。）



埼玉県内で500m³以上の量の土砂を排出する場合 →土砂の排出届

資源有効利用促進法の政令及び省令（以下「資源有効利用促進法政省令」という。）の改正により、建設工事業事業者に対する再生資源利用促進計画作成義務制度が拡充された（500m³以上の建設発生土を搬出する工事）ことから埼玉県土砂条例による搬出届出制度等の土砂の排出規制を削除します。

そのため、資源有効利用促進法政省令の改正施行後（R6.6.1以降）に請負契約を締結した建設工事（完了等の届出を行った者を除く）に係る排出届については、経過措置が適用されません。



※なお、堆積に係る土地の汚染調査（3,000 m³以上の堆積）については、経過措置ではなく、引き続き改正後も土砂条例で規定しておりますので、ご注意ください。

土砂の発生場所または土砂を堆積する区域を管轄する環境管理事務所（下記参照）

さいたま市、川越市、川口市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町及び鳩山町の区域での土砂の堆積については県の土砂条例の適用除外となっています。

環境管理事務所

はここにあります

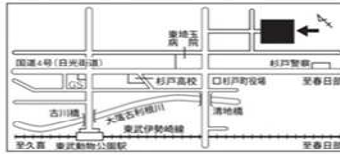
身近な環境問題でお気付きの点がありましたら、お気軽にご相談ください。

● 埼玉県秩父環境管理事務所
〒368-0042 秩父市東町29-20
（秩父地方庁舎内）
電話 0494(23)1511 FAX 0494(23)6679



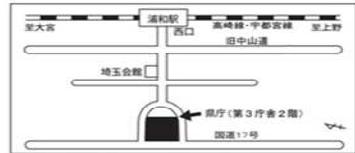
秩父鉄道駅西口・西武秩父線西武秩父駅徒歩5分

● 埼玉県東部環境管理事務所
〒345-0025 杉戸町清地5-4-10
電話 0480(34)4011 FAX 0480(34)4785



東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩20分

● 環境部産業廃棄物指導課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
（第3庁舎2階）
電話 048(830)3121 FAX 048(830)4774



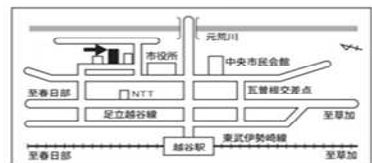
高崎線・宇都宮線浦和駅徒歩10分

● 埼玉県北部環境管理事務所
〒360-0031 熊谷市和広3-9-1
（熊谷地方庁舎内）
電話 048(523)2800 FAX 048(526)3949



高崎線・秩父鉄道熊谷駅徒歩15分

● 埼玉県越谷環境管理事務所
〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82（越谷合同庁舎内）
電話 048(966)2311 FAX 048(966)5600



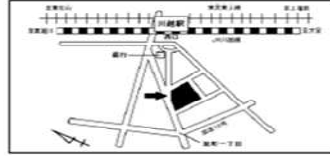
東武伊勢崎線越谷駅徒歩10分

● 埼玉県東松山環境管理事務所
〒355-0024 東松山市六軒町5-1
（東松山地方庁舎内）
電話 0493(23)4050 FAX 0493(23)4114



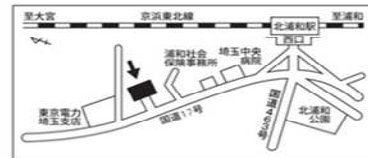
東武東上線・東松山駅徒歩20分

● 埼玉県西部環境管理事務所
〒350-1124 川越市新宿町1-17-17
（ウェスト川越公共施設棟4階）
電話 049(244)1250 FAX 049(246)7885



川越線・東武東上線川越駅徒歩5分

● 埼玉県中央環境管理事務所
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5（浦和合同庁舎内）
電話 048(822)5199 FAX 048(822)5139



京浜東北線北浦和駅徒歩10分



埼玉県のマスコット さいたまっち

埼玉県ホームページ（土砂の排出、堆積等の規制）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-zando.html>